

みんなのポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Canoe and Kin in Satawalese Society, Central Caroline Islands

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 須藤, 健一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004553

カヌーをめぐる社会関係

——ミクロネシア、サタワル島の社会人類学的調査報告——

須藤 健 一*

Canoe and Kin in Satawalese Society, Central Caroline Islands

Ken-ichi Sudo

This paper analyzes the social relationships involved in canoe-making and voyaging in Satawalese society, of Central Caroline Islands. In 1978, some 500 Satawalese possessed 51 single outrigger canoes (*wa*). Canoes are locally classified into 4 major types; *wa serak*, *man ni pwîn*, *wa fatûl*, and *ra eu*. *Wa serak* is the largest and is mainly used for interisland voyages, whereas the other, smaller canoes are used for fishing.

Satawalese society is composed of 8 *yainang* (matrilineal, exogamous, nonlocalized clans) which consist of 16 lineages. Men belong to two different social groups:

- (1) *Mwâân ni foto*: wherein a man affiliates with his own matrilineal descent group (lineage);
and
- (2) *Mwâân ni reto*: in which a man belongs to his wife's lineage after marriage.

Those two categories are the basic principles regulating a man's activities. Data on canoe-making and voyaging are presented to clarify possible relationships between social and labor groups involved in canoe use.

Data analysis indicates the following points. First, the social relationship in making a *wa serak* and in long distance voyaging to Truk or even to Saipan, about 850 km to the north-west, is focused on *mwâân ni foto*; and second, the social relationship in making a smaller canoe and for journeying to nearer islands or for fishing is determined by *mwâân ni reto*.

* 国立民族学博物館第3研究部

はじめに	2. カヌー小屋の所有と管理
I. カヌーの種類	3. カヌーへの wutt 所属様式
1. カヌーの型	III. カヌーをめぐる社会関係
2. カヌーの構造と大きさ	1. カヌーの建造における社会関係
II. カヌーとカヌー小屋	2. 航海における社会関係
1. カヌー小屋の概要	おわりに

はじめに

本稿は、ミクロネシア、中央カロリン諸島のサタワル島におけるカヌーに関する社会人類学的調査報告である。

サタワル島は、ミクロネシアでも、外洋航海用の帆走カヌーを使用して島嶼間航海を行なっている数少ない島の一つである。それにもかかわらず、これまでサタワル島におけるカヌーをはじめ、伝統的航海術についての調査報告はきわめてとぼしい。

従来、ミクロネシアのカヌーを主題とする報告は、カヌーの構造的特徴に基づく地

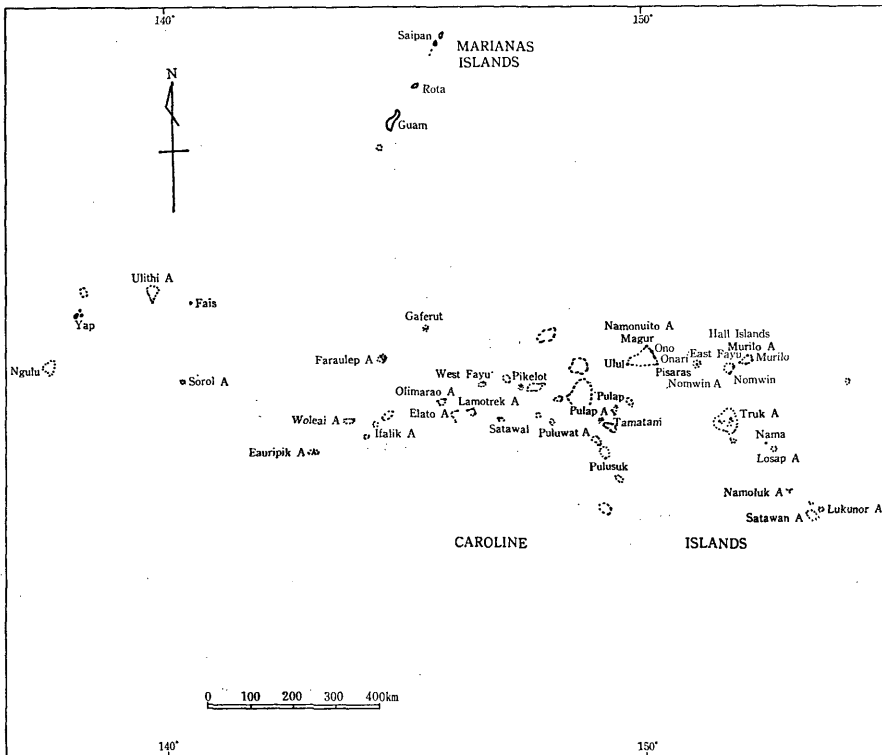


図1 マリアナ諸島およびカロリン諸島の部分図

域の変異を明らかにすることに関心が向けられてきた [HADDON and HORNELL 1975; ROBINSON 1970; DORAN 1976]. また, 伝統的航海術に関する報告においても, カヌーの操船における技術論および航海にかかわる知識体系の把握に力点がおかれている [GLADWIN 1970; RIESSENBERG 1972].

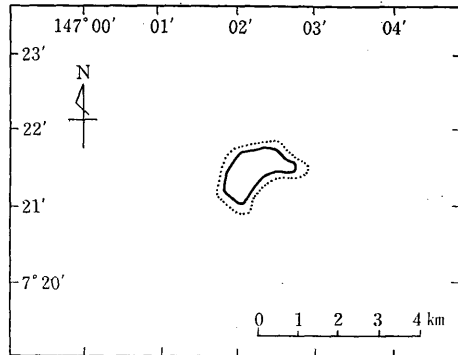


図2 サタワル島概略図

それに比べ, カヌーの建造および管理, 遠洋航海における乗組員の選定など, カヌーをめぐる人間関係を中心とする社会的要因との関連で, 伝統的航海術を把握しようとする視点からのアプローチは, 無視されてきたきらいがある。本稿では, カヌーを軸にして展開されるサタワル島における社会関係の考察をとおして, 伝統的航海術の社会的背景を解明することに主点がおかれている。

サタワル島は, 北緯7度21分, 東経147度2分に位置する周囲約6kmのTable Reefの小島である。人口は, 492人(1978年8月現在)で, 86世帯よりなり, 島の北西海岸に沿って集落が形成されている。言語は, ミクロネシア諸語のなかでもトラック語系に属す。

本稿であつかう資料は, 1978年6月から9月にかけて, 「中央カロリン諸島における伝統的航海術の民族学的調査」というテーマのもとに実施した, 本館第4研究部助手・石森秀三との共同調査に基づく。なお, 資料収集に用いた言語は, 英語および日本語である¹⁾。

I. カヌーの種類

ミクロネシアに分布するカヌーの特徴については, Hornellの文献研究に基づく詳細な報告がある [HADDON and HORNELL 1975: 374-441]。そこでは, カヌーの形態にみられる地域的な変異を, 船体の形, アウトリッガーのしくみ, プラットホームの有無などの比較によって明らかにすることに焦点があてられている。

Hornellによると, 中央カロリン諸島のアウトリッガー・カヌー (outrigger canoe) は, popo型と分類され, とくに, 外洋航海用帆走カヌーには, flying proa という

1) 現地語(サタワル語)の表記法は原則として, [ELBERT 1972]に依拠している。

名称が与えられている。flying proa 型のカヌーの特徴を簡単に記述すると、つぎの 3 点があげられる。

- 1) 船体は左右非対称形をしており、船首と船尾が同形でそり上がり、それらの先端が V 字形をしている。
- 2) アウトリiggerは 2 本の腕木からなり、それらの先端部分が下方に湾曲し、U、Y 字形の連結材と綱で浮き木に固定されている。
- 3) プラットホームは船体の両側に据えつけられ、アウトリigger側の形は三角形をしている。

popo 型のカヌーには、帆走カヌーだけでなく手漕ぎカヌーも含まれるが、Hornell は後者については多くを論じていない。

現在でも、中央カロリン諸島では、この型のカヌーが、島嶼間の航海や漁撈活動などにさかんに使用されている。そして、それらの島々では、カヌーの使用目的や構造上の特徴などによって、さらにいくつかのカテゴリーに細分されている。たとえば、イフェリック (Ifalik Atoll) では四つの型に [DAMM und SARFERT 1938: 49-50], オレアイ (Woleai Atoll) では五つの型に [ALKIRE 1970: 24], ウルル (Namonuito Atoll) では四つの型にそれぞれ類別されている²⁾。

サタワル島でも、popo 型に属すカヌーは四つの型に大別されている。そこで、本章においては、サタワル島の資料に基づいてカヌーの分類カテゴリーの諸相をみてゆくことにしよう。

1. カヌーの型

サタワル島では、カヌーは wa と総称される。wa は、まず papa と yawan の二つの型に大別される。papa は、現在サタワル島で使用されているすべてのカヌーの型で、その総数は建造中のものを含めると 51 艘にのぼる。それに対し yawan は、サタワルの人々がサイパン島への移住や航海をさかんに行っていた 19 世紀後半のころまで利用していたカヌーの型といわれる。

yawan 型のカヌーが消滅して久しいので、伝承に頼るしかないが、それは酋長のみが所有できる、20 人～30 人乗りの外洋航海用帆走カヌーであったと伝えられている。また、その形は船体の片側にアウトリiggerを張り出していたが、船体の構造や船首、船尾の形態では papa 型と異なっていたといわれる。これらの yawan についての乏

2) ウルル島 (Ulul Is.) のカヌーに関する資料は、筆者が 1974 年 9 月から 12 月にかけて行なった調査に基づいている。

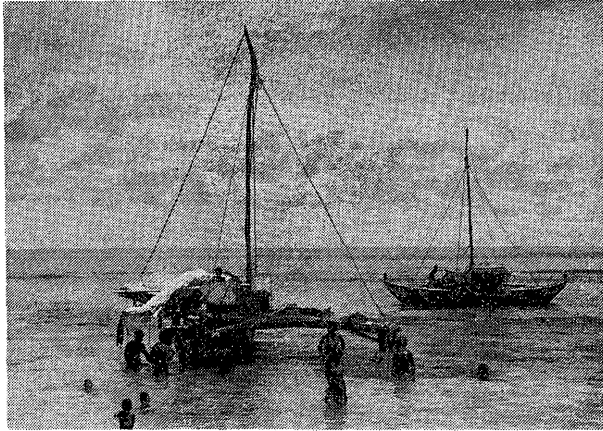


写真1 遠洋航海に出かける準備中の wa serak

しい情報と, yawan の語意が「より大きい」ということにある点から判断すると, それは papa 型のカヌーより大型の帆走用シングル・アウトリigger・カヌーであったと推測される。

papa は, 「(巾が) 広い」という語意であり, この型のカヌーは, 1) wa serak ないし wa ni wai, 2) man ni pwin, 3) wa fatúl, 4) ra eu の四つの型に類別されている。これらのカヌーが用いられる分野は, それぞれ明確に区別されている。つぎに四つの型に類別されたカヌーの語意とその利用について述べることにする。

1) wa serak と wa ni wai

wa serak, wa ni wai の語意は, それぞれ, 「帆をつけたカヌー」, 「航海用のカヌー」である。この型のカヌーは, 他の島を訪問したり, 往復に数日も要する漁撈に出

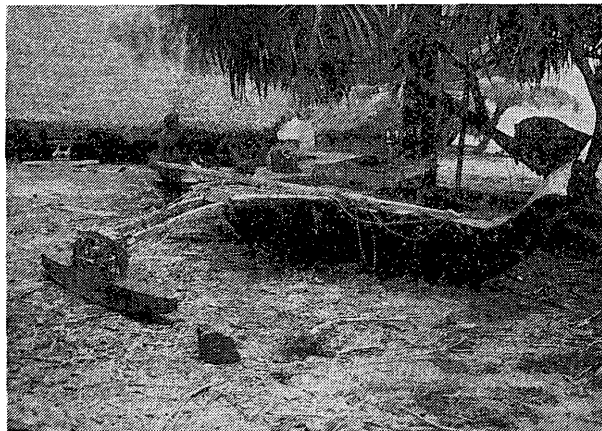


写真2 カヌー小屋の前に置かれた man ni pwin

かけたりする場合に用いられる外洋航海用の帆走カヌーである。カヌーの操船には、最低 5 人の乗員が必要である。片道 200 km の航海には、10 人の乗員とそれに必要な食料を積載する容量がある。Hornell のいう flying proa とは、この型のカヌーをさしている。

2) man ni pwin

man ni pwin は、直訳すると「竿の男」という意味である。これはカツオやマグロなどの大型魚類を釣るのに使用される帆走カヌーで、その活動範囲が日帰りできる島の周辺海域に限られる。カヌーの操作は 3 人でも可能であるが、このカヌーには最高 6 人まで乗りこめる。



写真 3 砂浜に引きあげられた wa fatúl

3) wa fatúl

wa fatúl は、「櫓を用いるカヌー」の意味である。これは島の裾礁付近での底釣りや潜水による突き漁などの漁撈活動に使用される。このカヌーを動かすには、3 人～4 人の漕ぎ手が必要とされる。

4) ra eu

ra eu は、「一人のヒト」という意味である。これは、礁湖内や裾礁付近での漁撈活

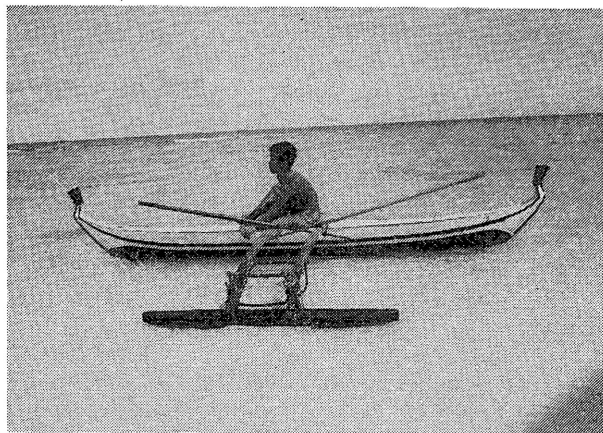


写真 4 漁から帰った ra eu

動に用いられ、また島の遠隔地からのコプラなどの物の運搬にも使用される。この型のカヌーは、最も小型で船底が浅いので、主として礁湖内での諸活動に多く用いられる。乗員の数は3人を限度としているが、乗りこめる人数によって、さらに3種類に細別される。その名称は、**ra eu**（一人乗り）、**ra rurai**（二人乗り）、**ra enurai**（三人乗り）となっている。

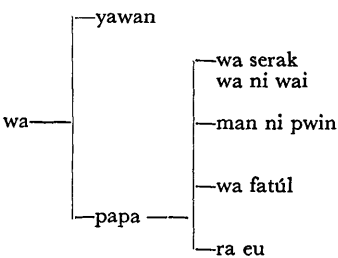


図3 サタワル島のカヌーの型

このように、サタワル島におけるカヌーの型の類別は、使用目的、構造と積載能力に基づいている点が指摘される。この類別の基準を他の中央カロリン諸島、とりわけ前述した3地域と比較すると表1のとおりである。

表1では、オレアイにのみ、**wa mar** という礁湖内用の帆走カヌーの型式が存在している点が注目されよう。これは、オレアイ環礁が東西約10 km、南北約5 kmの礁湖を囲む形で、7つの居住島が散在するという地理的条件に基因するものと思われる。すなわち、礁湖内にあるそれらの島間の交通に、小型帆走カヌーが必要とされるからである。同じ環礁でも、イファリックは、オレアイにくらべ礁湖面積が小さく（約3 km²）、しかも島々が隣接しているし、逆にウルルの場合は、環礁内にある最も近い島でも70 kmの距離がある。そのため、イファリックでは、小型帆走カヌーによる航海の必要性が少なく、ウルルでは、それによる航海が不可能で、より大型の帆走カヌーが必要とされるからである。

また、サタワル島での小型手漕ぎカヌーの乗員数による分類法は、オレアイ、ウルルでも、同様の基準でなされている。

表1 カヌーの分類

種類 島名	帆 走 カ ナ ー			手漕ぎカヌー	
	外 洋		礁 湖 内		
Satawal	wa serak wani wai	man ni pwin		wa fatúl	ra eu
Woleai	wa lú wei	manúbwil	wa mar	wa fātul	chósemel
Ifalik	wa li wuci	manuwili		ka fadule	djasemali
Ulul	wa herak	mannew herak		wa fatúl	mannew

2. カヌーの構造と大きさ

四つの型式に類別されたサタワル島の popo 型カヌーは、それぞれの型ごとに構造と寸法において一定の基準がもうけられている。帆を用いるカヌーの型とそうでないものとは、明らかに構造上の相違が生ずるが、それらの船体の構成においては共通している。

船殻 (foon) は、すべての型のカヌーにおいて、船底 (pwun), 舷側 (paap), 船首・船尾 (pach) の三部分より構成される。船底は、一本の丸太を刳り抜いて形づくられ、これに船首・船尾と舷側板および舷縁 (mesapp) がつなぎ合わされる。最も小型のカヌーである ra eu でも、船底と船首・船尾は別個につくられ、舷側板は使用されないが舷縁が刳り抜かれた船底につながる構造になっている。これからわかるように、

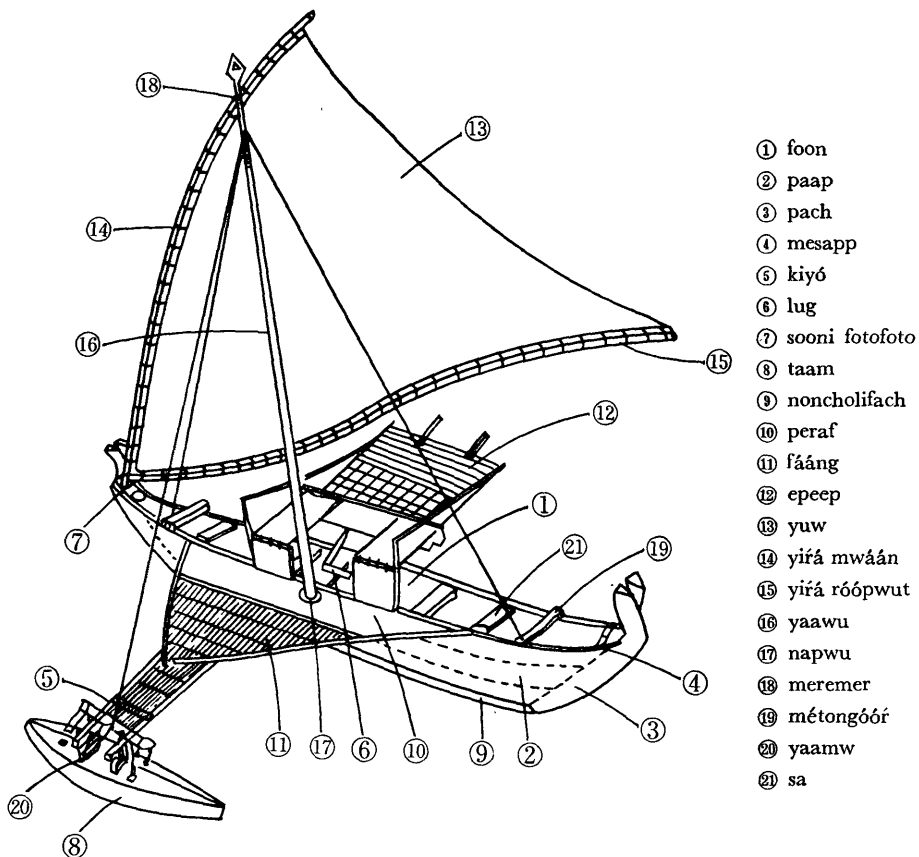


図4 wa serak の略図と部分名称

サタワル島のカヌーには、1 本の木を削り抜いてつくられる丸木船は存在しない。wa serak になると最低 3 枚の舷側板が船殻の両側にはり合わされる。

サタワル島のカヌーは、肋骨材を用いない“張り合わせ”の構造をしているから、その大きさは比較的自由に拡大されるように考えられる。しかし、実際には、カヌーの寸法は船殻の船底部をなす材木の大きさに基づいて決められる。船底部の計測は、sennap とよばれる伝統的な造船技術を修得した船大工によってなされ、その方法には、両手を伸ばしたときの両方の指の端の長さ (ngaaf) が単位として用いられる。用材にはパンノキ (mááy) の一種 *Artocarpus Altilis* (PARK.) が利用される。船大工は、まずカヌーの用材となるパンノキの質を判定し、その寸法をよみとる。たとえば、パンノキの幹の太さが 1 尋半 (ngaaf me tinoup) あり、その長さが 4 尋とすれば wa serak を作れ、長さが 3 尋であれば man ni pwin になるといわれる。そして、船底部の大きさが決まると、それとの比例関係で船首、船尾の寸法や船殻の高さがはかられる。

このような計測法で船殻の大きさが決定されると、カヌーの各部分の据えつけ位置やその寸法が、一定の計測基準に基づいて決まってくる。船殻上部に置かれる 2 本の腕木 (kiyó) の位置は、船殻の中心点 (lug) から、船首、船尾のそれぞれの側に、親指と人差指のつけねから中指までの長さ (enga lug) のところに決められる。そして、腕木の長さは、細ひもを船殻の中心点から船首をまわして、帆桁を置く受け木 (sooni fotofoto) までの長さに、指を広げたときの親指から小指までの長さ (purai niim) を加えた寸法と決められている。また、腕木の先端部に固定される浮き木 (taam) の長さは、船底部の竜骨の長さの 1/2 となっている。

以上でみてきたように、サタワル島のあらゆる型のカヌーにおいて、船殻の構造は共通しており、それぞれの型における計測法にも同様な基準がとられている。つきに、各型式のカヌーの構造を部分のしくみの相違とカヌーの大きさに留意しながら述べることにしよう。

最初に、帆走カヌーである wa serak と man ni pwin の構造についてふれると、これらのカヌーは、大きく、船体、アウトリigger側の部分、その反対側のプラットホーム、マストおよび帆の 4 部分で構成されている。これらの二つの型の帆走カヌーの構造は、基本的には共通しているが、船体のサイズと船殻に張る横木 (sa) の数などで異なっている。

船体の形については、先の Hornell の指摘にあったごとく、左右が同形ではない。wa serak においては、アウトリigger側の竜骨部分 (noncholifach) が、3 本の指(人差指、中指、薬指) の巾だけ、その反対側よりも高く削りこまれている。そのため、

アウトリッガー側のふくらみが、反対側よりも上方部に位置している。これは、海中で受ける船体の水の抵抗力を少なくするための工夫で、それによってカヌーがアウトリッガー側に向こうとする傾向を弱めることができるといわれる。

アウトリッガーの上には、舷縁に沿って厚板製の一種の甲板 (peraf) が張られ、その先端部に棒で組まれた荷台 (fááng) が置かれる。また、船体をはさんでアウトリッガーの反対側には、木製のプラットホーム (epeek) が装着される。

帆 (yuw) は、オセアニック・ラテン・セール (oceanic lateen sail) といわれる三角帆で、その 2 辺がそれぞれ帆桁 (yirá mwáán) と角材 (yirá róópwt) とに結びつけられる。マスト (yaawu) は、船体の中央部にあたる peraf 上の中点 (napwu) に立てられる。マストと船首の sooni fotofoto に立てられた帆桁とは、それぞれの先端部 (帆桁は meremer の部分) で連結される。そして角材の一端は帆桁の基部にひもで結ばれ、epeek 側に伸ばされる。

これらのマスト、帆桁、角材の長さは、船体との関係で、一定の基準が決められている。マストは、船首から船尾に最も近い横木 (métongóóf) までの長さである。帆桁は、船首から船尾をかわして最初の横木 (métongóóf) の長さに、親指と人差指を広げて加えた長さである。また、角材は、船首から船尾をかわした船尾までの長さである。

このように、帆走カヌーの各部分の寸法は、カヌーの船体の大きさに対応して規定されているので、現在サタフル島にある wa serak 8 そうと man ni pwin 6 そうの船体の大きさの上限と下限とを記しておく。wa serak の最も大型のものの全長は 8.85 m で、最小のものは 8.15 m、船体中央部の竜骨からの高さは、それぞれ 1.42 m と 1.25 m、船体の最大幅は、それぞれ 91 cm と 85 cm である。man ni pwin においては、最も大型のカヌーの全長が 7.37 m で、最小のものは 5.56 m である。そして、船体中央部の高さは、それぞれ 89 cm と 74 cm、船体の最大幅は 76 cm と 60 cm となっている。また、船殻に張られる横木の数は、wa serak が 8 本、man ni pwin が 6 本にそれぞれ決められている。

つぎに、手漕ぎカヌーの wa fatúl について述べると、これには、幅のせまい peraf がつけられるが、fááng および epeek は据えつけられない。そして横木は、船首と

表 2 カヌーの種類別保有数

種 類	wa serak	man ni pwin	wa fatúl	ra cu
数	9(1)	6	9(1)	27(2)

() は製作中のカヌーの数

船尾側に1本ずつつけられる。wa fatúlの全長は、4.85 m~5.1 m、船体の高さと最大幅は、54 cm~65 cm、48 cm~54 cmの範囲に限定されている。

最後に、三型式に細分されている ra eu をみると、これは、peraf, fááng と epeep をとりつけない構造になっている。また、横木も張られていない。このカヌーは、浮き木と腕木とを固定する補助材 (waayree) が用いられていない点にも、ほかの型のカヌーと較べると特徴がある。waayree は、腕木と浮き木とを固定するのに用いられる Y 字形をした連結材 (yaamw) が、腕木から外れないようにするための補強材であり、ほかの三つの型式のカヌーにはいずれもとりつけられている。ra eu の全長は、3.7 m~4.2 m、船体中央部の高さと最大幅は、それぞれ、41 cm~48 cm、38 cm~42 cm の範囲にある。

以上でみたように、サタワル島で類別されている四つの型式のカヌーは、それぞれの大きさにおいて一定の規準がもうけられている。おおまかにいうと、wa serak は 8 m 以上、man ni pwin は 6 m~8 m、wa fatúl は 5 m、ra eu は 4 m という寸法が目安になっている点が指摘されよう。

Ⅱ. カヌーとカヌー小屋

現在、サタワル島には、ウト (wutt) と呼ばれるカヌー小屋が8軒ある。この wutt は、単にカヌーを収納するための建物としてだけでなく、ほかにも多くの機能をはたしている。それらは、大別すると、集会所、儀礼の場、若者や客人の宿泊所、および病人の収容所などである。最初に、本論からはそれるが、wutt のもつそれらの性格

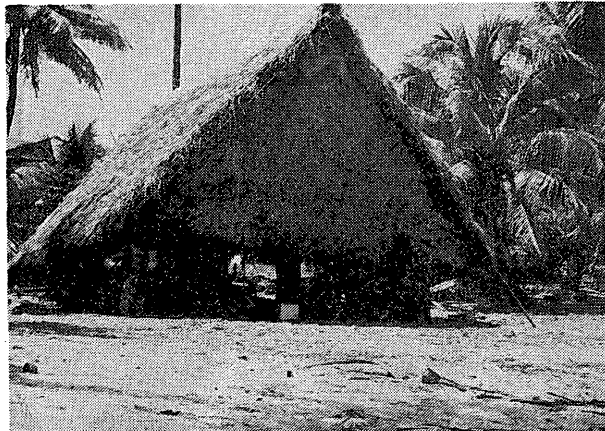


写真5 ココヤシの葉で葺かれた wutt

について、ここで簡単にふれることにする。

現在、サタワル島には集会にあてられる特別な建物がないために、8 軒ある wutt のうちの 1 軒が集会所として使用されている。この wutt には、酋長 (samwon) をだす yainang (母系出自集団) の保有するものがあてられる。集会は、酋長が必要と認めたときに、彼の指示によって適宜に開かれる。wutt での集会への参加者は男性に限られ、しかも“一人前の男”(mwáán)としての地位を獲得した青年(15歳, 16歳以上)とされている。

wutt で行なわれる儀礼は、航海に関係したものが多い。なかでも、伝統的航海術の修得儀礼(po)が代表的なものである。この儀礼は、po の修得を志す若者に、パリュー(palú)とよばれる航海術修得者が、ともに寝泊りしながら航海術を伝授するもので、数カ月にもおよぶ³⁾。また、palú が月経の婦女子を見たり、彼女らの手にした物に触れた場合になされる、穢れ払いの儀礼も wutt で催される。これらの儀礼には、女性の参加は厳しく忌避される。

mwáán としての社会的承認をうけた男性は、結婚するまでのあいだ、寝所を wutt にしなければならない。これは、彼が同じ家屋でハハやキョウダイの関係にあたる女性とともに寝起きすることを忌避するという考え方に基づくものである。また、他島からの訪問者は、この島に滞在するあいだは、wutt を宿泊所としなければならない。とくに、この島の人々と親族関係がない者は、村内の住居に近づくことも禁じられている。彼らの食べ物、酋長の指示に基づいて、島の女性たちが用意して wutt に運ばれる。

病人の収容所としての wutt の機能は、病人を世話するために、同じ yainang の成員がともに寝るための処置からといわれる。普通の家屋には、大勢の人々を収容する空間がないので、病人は wutt に移され、そこで看病されることになり、この際は、wutt での女性の寝起きを避けることはない⁴⁾。

3) po は、12歳のころから数年間、父親などについて航海術に関する知識を個人的に教えこまれた若者を対象に行なわれる。まず、4 日間は島のすべての palú がカヌー小屋に集まり、数人の志願者と寝食をともにしながら航海術の基本的知識を教示する。それが終わると、palú のなかでもっとも経験の豊かなものが 1 人だけ残り、志願者が航海術の内容を修得するまで徹底的に伝授する。彼らが知識を修得したとみなされると、つぎは 80 km～100 km におよぶ航海に出なければならない。この航海を成功させると、はじめて palú としての社会的承認を得ることになる。航海に出るまでの陸上での教育期間は、志願者の能力によってきまるが、普通、2 カ月～3 カ月を要する。

po の儀礼は、2 年～3 年に 1 度行なわれるが、1950 年代のキリスト教の布教によって、実施されなくなった。

4) サタワル島の民家は、間口が 2.5 m、奥行が 6 m の家屋が標準的な大きさである。それに対し、大きい方のカヌー小屋は、間口が 5 m、奥行が約 12 m の寸法である。

wutt は、以上に述べた機能のほかに、日常生活においても、男子の作業場や歓談の場所として使用されている。とくに、ヤリマム (yári mam) ないしファルッパ (faluupwa) とよばれるヤシ酒を酌み交す場としても使われる。wutt は、男性が1日のうちの多くを過す場所であり、特別な場合以外は、女性が入ってはならないところとされている。このことは、wutt が航海と関わる空間であり、航海において女性の“血”を忌避するという観念に基因していると考えられる。

1. カヌー小屋の概要

8軒の wutt は、島の西海岸に建てられている。カヌー小屋の立地条件は、村落の形成とも関連するが、主として礁湖 (le nóónó) から外洋につらなる水路 (tawúr) の存在によって規定されてくる。サタワル島には、裾礁 (le ku liwóór) に幅の広い水路が少なく、西側の海岸でも wa serak を外洋に出せる規模の水路は3箇所を数えるのみである。そのため、8軒の wutt は、この水路のある海岸の付近に集中している。

wutt には、それぞれ固有の名称がつけられている。そこで、それらの名称と由来について、南側の wutt から順に記述することにする。

- ① Sigafina 会議が終わったあとで、参加者が会食をする場所の意味。
- ② Asuguwou 他島から来るもの、たとえばカヌーなどを待つ場所の意味。
- ③ Neputik カヌー小屋が建てられている地名。
- ④ Luukarik 会議で詳細に討議する場所の意味。
- ⑤ Wuttlap 大きいカヌー小屋の意味。
- ⑥ Ropotiu 不明。
- ⑦ Oneito もろもろの知識が集まるところの意味。
- ⑧ Karingatak 月待ちをする高台の意味。

現在ある8軒のカヌー小屋のうち、③ Neputik は、1950年ころに新しく建てられたといわれる。また、⑥ Ropotiu は、日本の統治領時代 (1914年以降1945年まで) に、それまであったカヌー小屋 (Ānangalipik) のあとに建てられたと伝えられている。wutt の歴史についての情報は、今までに以上の2件しか得ていないが、これらを、ハンブルグ探検隊および土方久功の資料と比較しながら、サタワル島の wutt の推移を考察してみよう。

1908年から1910年にかけて、ドイツの支配下にあった太平洋諸島を調査したハンブルグ探検隊の報告によると、当時、サタワル島には、7軒の utliwa (カヌー小屋) があったと記録されている。それらは、島の南側から述べると、① Nigafina, ② Āseguó,

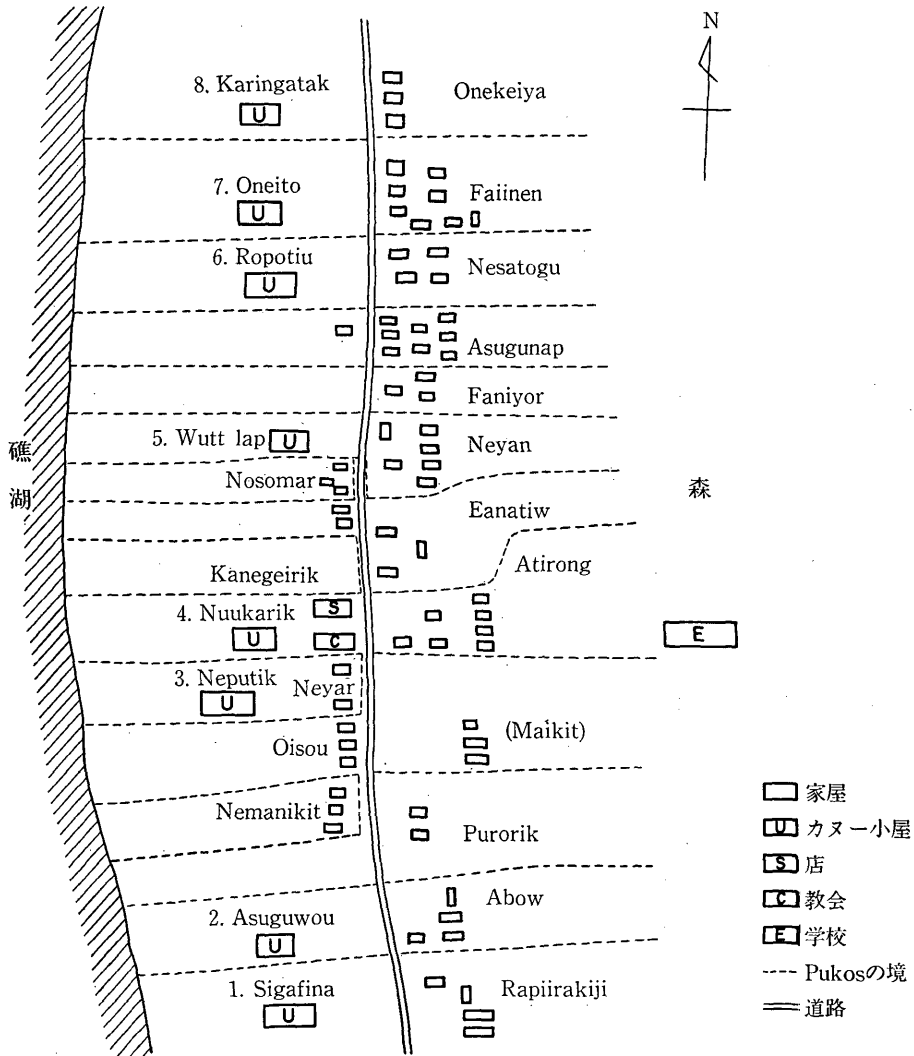


図5 カヌー小屋と pukos の概略図

③ Lugelik, ④ Lămar, ⑤ Allanalipik, ⑥ Wëleido, ⑦ Galinadok となっている [DAMM und SARFERT 1935: 123]。そして、これら7軒のカヌー小屋は、南、中、北の三村の管轄下におかれ、①と②が南村、③と④が中村、⑤、⑥と⑦が北村にそれぞれ所属していると記述されている。

また、1931年から7年間サタワル島に滞在した土方久功の報告によると、ut (舟庫) が7軒あり、それらの名称は、南から、① Sigafila, ② Asuguwou, ③ Luukerik, ④ Ut-lap, ⑤ Ropetiu, ⑥ Oleito, ⑦ Karingatak と記録されている [土方 1974: 64]。

そして、カヌー小屋と村の関係については、そのころには、村が北村と南村との2カ村に分かれており、カヌー小屋も①と②が前者に、③～⑦が後者に属していたと述べている[土方 1974: 309]。

Sarfert と土方のカヌー小屋の表記において若干の相違がみられるが、④と⑤を除いては、掲載されている地図上の位置関係から判断すると、同一のものとみなすことができる。そこで、筆者の得た資料と二者の記録とを比較すると、つぎのことが明らかになる。

1908年から1931年までのあいだに、村の中央部にあった Lămar が消滅し、Ut-lap が新たに建てられている。そして、村の北部に建てられていた Allanalipik の付近に、Ropotiu が存在している。それから、1931年と1978年の時期をみると、1軒の新しい wutt (Neputik) が建てられているほかは、カヌー小屋の名称と位置とに変動がない。

これらのうち、Allanalipik の場所に Ropotiu が建てられたいきさつについては、つぎのように説明されている。元来、Allanalipik は、piik yainang の所有とされていたが、その成員の人口が減少したために、それを管理できなくなった。そこで、piik yainang の人々は、隣の居住区域に住んでいた kataman yainang の人々と共同で、新たに Ropotiu を建てた。そのために、現在でも、それらの二つの yainang が、その wutt を共同管理している。また、1950年ころに Neputik が新しく建てられた理由は、Nuukarik に所属していた成員の人数が多くなり、カヌーを収納することが不可能になったことにあるといわれる。しかし、Lămar と Ut-lap の関係については、今までのところ十分な情報を得ていないので、詳細に述べることができない。

以上でみたように、1908年から1978年までの70年間に、サタワル島の wutt の数は、7軒から8軒に増えている。同時に、2軒の wutt においては、名称が変わっている。これらの背景には、wutt を所有・管理する成員の人口の増減という要因のあることが指摘されよう。しかし、その時代における正確な人口統計に関するデータを入手していないので、これ以上のことは言及できない。

つぎに、現在のサタワル島における wutt の所有、管理および個人の wutt への帰属のしかたについて述べることにする。

2. カヌー小屋の所有と管理

サタワル島にある8軒の wutt は、yainang と呼ばれる母系出自集団の所有とされている。現在、8つの yainang が存在するが、それらは分節して、16の下位集団を形成している。この下位集団は、基本的に、2～3世代間の女系の姉妹を中心に、彼

表 3 カヌー小屋と pukos および yainang の関係

カヌー小屋	pukos	yainang
1. Sigafina	Rapiirakiji	Neyar
2. Asuguwou	Abow, Purorik	Sausatt, Neyar
3. Neputik	Nemanikit, Oisou	Masanu
4. Nuukarik	Atirong, Eanatiw, Neyar, Kanegeirik	Sausatt, Mogonufar (1), Neyar, Mogonufar (2)
5. Wutt lap	Neyan, Nosomar, Faniyor	Mogonufar (1), Mogonufar (2), Sauwen
6. Ropotiu	Asugunap, Nesatogu	Kataman, Piik
7. Oneito	Faiinen	Mogonufar (2)
8. Karingatak	Onkeiyaa	Mogonufar (1) (現在は, Kataman)

女たちの夫と子供および養子より構成されている。そして、その集団成員は、一定の地域に共住しており、その居住区は、プコス (pukos) と呼ばれる。すなわち、8つの yainang 成員は、16の pukos に分散して居住しているのである。その様子を示したものが図 5 である。

wutt は yainang の所有物であるとさきに述べたが、実際には、その所有は pukos が単位となっている。pukos と wutt の所有関係を表わすと、表 3 のとおりになる。これからわかるように、wutt の所有形態は、1 pukos が 1 wutt を所有するもの (Sigafina, Oneito) から、4 pukos が 1 wutt を所有するもの (Nuukarik) まであり、多様な様相を示している。そして、wutt の管理は、それを所有する pukos の成員によってなされるが、その最高責任者には、sau wutt とよばれる男性があたる。sau wutt は、各 pukos に一人ずつおり、その資格は、彼の配偶者の世代と出生の順番によって決定される。ここで、sau wutt の性格および個人の wutt への帰属の方式について、Faiinen pukos の例を参考にして、考察することにしよう。

サタワル社会には、男性の集団への帰属に関して、二種のカテゴリーがある。一つは、個人が自己の生来の yainang の成員であることを表わす mwáán ni foto であり、もう一つは、結婚によって妻の yainang の成員になることを表わす mwáán ni reto である。二つのカテゴリーの語義は、それぞれ、前者が「本当の yainang の男」、後

者が「妻の yainang に飛んで来た男」の意味である。この社会での婚姻後の居住様式が、妻処婚の形態をとるため、男性は、婚姻成立後、妻の pukos¹へ移り住むことになる。

二つのカテゴリーは、男性が自分の yainang の財産や地位などに対する権利を保有しておりながら、同時に、妻の yainang (pukos) で「パンノキやヤシをとりしきる」といわれるように、後者の財産に対する用益権を獲得するという男性の資格を表わしている。妻の pukos へ婚入した男性は、基本的には、それぞれ異なる yainang の成員であるが、日常の経済活動などにおいては、共同の労働集団を形成している。

Faiinen pukos において、mwáán ni reto のカテゴリーにあたる男性は、図6であきらかなように14人である。このなかで、wutt を管理する責任者 (sau wutt) は、III-8' である。sau wutt は、pukos の女性成員のうち、最上世代で最年長者にあるものの夫という原則に基づいて選ばれる。しかし、Faiinen pukos の場合は、その原則のとおりにはなっていない。本来ならば、III-4' がその地位につくべきであるが、この場合、彼が人の前でよく話せないことと統率力に欠けるという性格上の理由で III-8' (次期の sau wutt 候補者) がかわって、sau wutt になったといわれる。

この pukos における諸活動、たとえば漁撈やコブラ生産などは、sau wut の指示によって、mwáán ni reto の男性と養取された成員および未婚の男子成員によってなされている。しかし、pukos で所有している wa serak の建造や修理、wutt の屋根のふき替えなどの pukos 全体に関わる問題については、この pukos の mwáán ni foto の承認が必要とされる。ほかの pukos へ婚出した Faiinen pukos の yainang 成員のなかでも、とくに最上位世代の男性(図6においては、III-1, 5, 6)が、それらのことに対して強い発言権をもっている。筆者の滞在中に、この pukos の wutt, Oneito で wa serak (king of the sea) の修理を行なっていたが、その場合は、sau wutt (III-8') が、III-1 と III-6 とに相談して決めたといわれる。そして、カヌーの修理中、III-1, II-12, II-13, I-3 が手伝いに来ていたし、ほかの pukos の成員から贈与されたヤシロープへの謝礼として、III-1 と III-6 がタバコを提供していた。

このように、pukos の所有する wutt の管理および維持に関しては、mwáán ni reto と mwáán ni foto の双方に責任が負わされている。そして wutt の日常的な運営は、sau wutt の指揮に基づいてなされるが、数年に一度行なわれるような作業は、mwáán ni foto に実施の決定権が委ねられていることが指摘されよう。

以上のことから、サタワル社会における個人の wutt に対する権利と義務の関係、すなわち wutt への帰属のしかたを整理すると、つぎの三つの方式が考えられる。

- ①個人は、自分の出自集団のカヌー小屋に帰属する権利を保持している。
- ②個人は、婚姻によって妻の出自集団のカヌー小屋に帰属する権利を獲得する。
- ③個人は、養取によって、養い親のカヌー小屋に帰属する権利を獲得する。

最後に、カヌー小屋へのこれらの帰属方式が、カヌーの所有およびカヌーのカヌー小屋への所属様式とどのようにかかわっているかをみることにしよう。

3. カヌーの wutt への所属様式

サタワル島で類別されている四型式のカヌーの所有形態には、個人所有、pukos 所有、複数の pukos 所有などがある。カヌーの四型式のうち、wa serak を除く三型式のカヌーは、すべて個人所有とされている。wa serak の場合は、個人所有とされているものが3そう、1 pukos の所有が4そう、2 pukos の共同所有が1そうとなっ

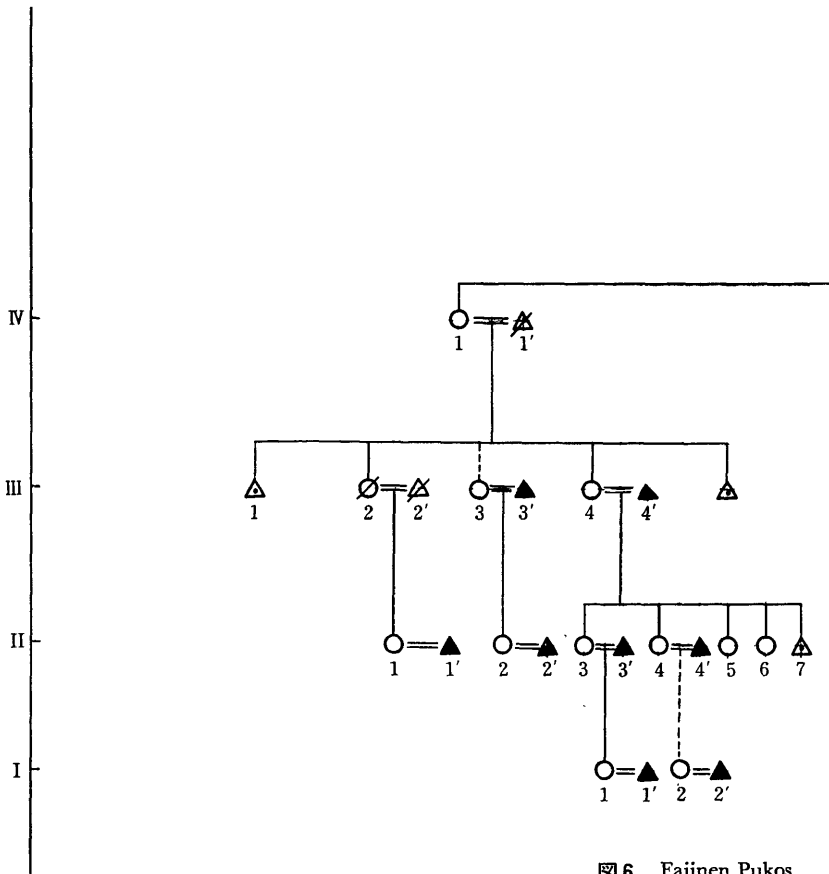
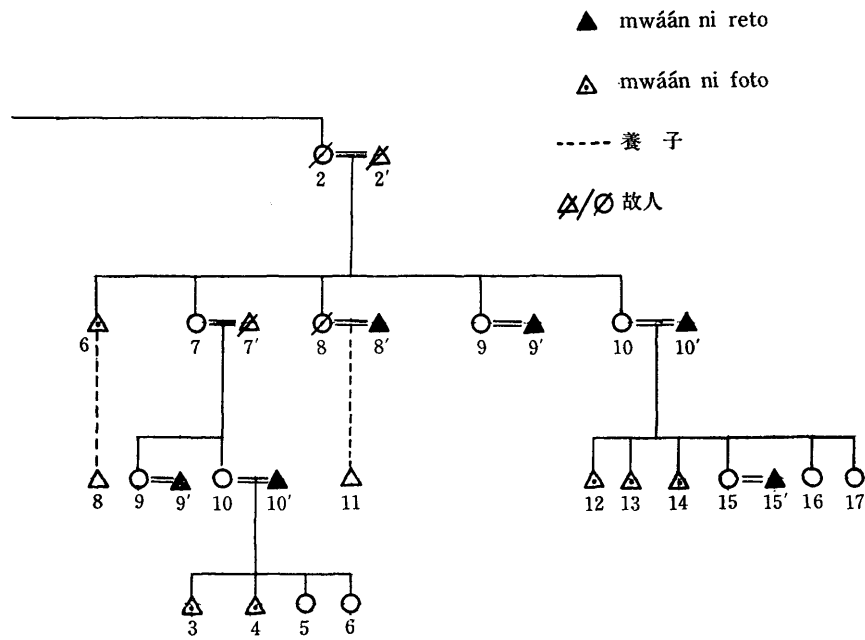


図6 Faiinen Pukos

いる。pukos が所有の単位となっているカヌーは、それぞれの所有する wutt に所属している。しかし、個人所有となっているカヌーの wutt への帰属様式は、複雑な様相を示している。表 4 を参考にその実態をみてゆくことにしよう。

この表は、カヌーの所有者が自分のカヌーをどの wutt に置いているかを示したものである。wa serak の場合をみると個人所有のカヌーのうち、1 そうは妻の pukos の wutt に、ほかの 2 そうは自分の pukos の wutt にそれぞれ置かれている。前者の場合は、カヌーの所有者がカヌーの用材を自分の yainang で入手したが、カヌーの建造過程における労働力と船大工への労賃を妻の yainang から提供、調達してもらい、またカヌーの製作場所も妻の pukos の wutt を使用したからだといわれる。このようにして製作されたカヌーは、妻の pukos の wutt に置かなければならないとされている。後者の場合のうち、1 そうは、所有者が用材をオレイイから船で運び、自分の pukos の wutt で、自分の yainang 成員の助力を得てカヌーを建造し、また船大工への労賃も彼の力で調達したといわれる。このカヌーを作るときは、彼の yainang の人々は毎日のように船体を削る作業に参加し、ほかの人も多く手伝ったから、4 カ月で完成した。ほかの 1 そうは、所有者が、自分の yainang の人々をお願い



の系譜関係

表 4 カヌーのカヌー小屋への所属

カヌーの所属 カヌー小屋	wa serak			man ni pwin			wa fatúl			ra eu		
	自分	妻	その他	自分	妻	その他	自分	妻	その他	自分	妻	その他
1. Sigafina	1			1			1			1		
2. Asuguwou	1			1				1			1	
3. Neputik	1			1			1	1		1	2	
4. Nuukarik	1			1				2		1	2	
5. Wutt lap	1										3	
6. Ropotiu	1							2		1	5	2
7. Oneito	1				1					1	4	1
8. Karingatak		1			1							
計	7	1	0	4	2	0	2	6		5	17	3

(製作中のカヌーは除く)

して用材を入手し、自分の wutt でカヌーを製作した。カヌーを製作するときは、自分の yainang の人々と父方のオジが中心になって船体を仕上げてくれ、船大工への労賃は、両親と妻の pukos から調達してもらったといわれる。

このように、個人所有の wa serak の場合、所有者が帰属権を保持している自分のカヌー小屋と妻のそれとのどちらにカヌーを所属させるかということは、カヌーの用材の入手法、建造過程における労働力の提供、船大工への労賃の調達という要因と関連していることが指摘される。そこで、wa serak 以外のカヌーにおいてはどのように作用しているかをつぎにみることにしよう。

man ni pwin, wa fatúl, ra eu の各型式のカヌーの所有者が、カヌーを自分と妻とのどちらの wutt に所属させているかを、数量のうえからみると、それぞれ、4 対 2, 2 対 6, 5 対 17 となっている。これからわかるように、自分側と妻側との wutt におく比率は、man ni pwin とほかの 2 型式のカヌーとで、逆になっている。そして、wa fatúl から ra eu へとカヌーが小型になるにつれて、カヌーは妻の pukos の wutt に置かれる率が高くなっている。妻の側に所属している wa fatúl の 6 そうと ra eu

の17そうのうちの14そうは、カヌーの用材を妻の pukos から調達している。このことについて、島の人々はつぎのように説明している。man ni pwin や wa serak を作るには大きくて良質のパンノキを4～5本使わなければならない。そのような木を妻の pukos にお願いと、妻の yainang の人たちの許しをもらわなければならないからむずかしい。wa fatúl や ra eu を作るには、小さいパンノキで十分なので、妻に話だけで木を切ることができる。

この説明は、カヌーの用材を妻側から得ることの難易さが、カヌーの所属様式を決める要因になっていることを示唆している。また、wa fatúl の製作に要する労働力については、船大工のほかに二人の男の手があれば十分だといわれる。筆者の滞在中に製作されていた wa fatúl も、船大工と依頼者および依頼者の妻の弟の3人で、船体を削る作業を続けていた。そして船大工への労賃の支払いも、依頼者の妻の織った芭蕉布5枚が用意されていた。このように、小型のカヌーの製作は、カヌーの所有者の家族単位で、用材の入手、労働力の提供、船大工への労賃の支払いが可能である⁵⁾。そのため、カヌーの所属が、妻の pukos のカヌー小屋になる傾向が強いといえよう。

表4で ra eu のうち2そうは、いずれも所有者が自分の yainang のパンノキを用材にし、彼のカヌー小屋で製作したカヌーであるが、妻の pukos のカヌー小屋に置かれている。この場合は、カヌーの所有者が妻にカヌーを faan (贈与) したからである。この行為は、婚入した男性 (mwáán ni reto) が妻の pukos における地位を高めるためになされるといわれる。その対象とされるのは、カヌーのほかにヤシの木などが代表的なものである。これは、父親から息子に贈与するのが本来の形態であるが、息子が小さい場合には、前述したカヌーの例のように、一時妻に贈与するという形をとる。この贈与慣行は、母系社会において、カヌーが「男子財」として用いられている点で興味深い。

以上で述べてきたカヌーのカヌー小屋への所属様式の原則を整理するとつぎのことが指摘できよう。所属様式の要因としては、カヌーの用材の入手法、カヌーの建造過程における労働力の提供と船大工への労賃の調達が関連している。そして、それらの要因が、カヌーの所有者にとって、自分の yainang と妻のそれとのどちらの側で主として達成されるかによって、つぎの三つの場合が考えられる。

- ①用材の入手、労働力の提供と労賃の調達のすべてが男性の yainang でなされた場合、カヌーは、男性のカヌー小屋に所属する。
- ②用材の入手が男性の yainang でなされ、労働力と労賃の調達が彼の妻の yainang

5) pukos に居住している yainang 成員は、夫婦単位に一つの家屋を所有している。ここでいう家族単位とは、一夫婦よりなる家族をさす。

でなされた場合、カヌーは妻の yainang のカヌー小屋に所属する。

③用材の入手、労働力の提供と労賃の調達のすべてが妻の yainang でなされた場合、カヌーは、妻の yainang のカヌー小屋に所属する。

また、男性側から妻側へカヌーの贈与がなされた場合は、上記の原則には従わず、妻の yainang のカヌー小屋に所属する。

Ⅲ. カヌーをめぐる社会関係

サタワル社会で、カヌーをめぐる展開される人間関係は、カヌーの建造および維持、遠洋航海と漁撈活動の三つの分野に、大きく分けてとらえることができる。本章では、そのなかでも、カヌーの建造時におけるカヌーの所有者と sennap との関係、遠洋航海に出かける際の palú と乗組員との関係を中心に、サタワル社会における社会関係を考察することにする。

1. カヌーの建造における社会関係

カヌー作りは、伝統的なカヌーの建造技術を修得した船大工の指示に基づいてなされる。この船大工は、sennap とよばれ、現在、サタワル島に7名いる。sennap としての資格を得るためには、カヌー作りの熟練者のもとに数年間弟子入りし、カヌーの建造に必要な知識と技術の伝授をうけなければならない。そして、sennap は、waserak や man ni pwin といった帆走カヌーを、実際に製作した経験があるか、もしくは、それらを作る手腕があると社会的に認められている船大工に限られる。

現在、サタワル島にある51そうのカヌー（製作中のものを含む）と7名の sennap の製作状況との関係を、カヌーの型式ごとに示したのが表5である。この表から明らかのように、7名の sennap (N.A. は現役を退いているので実質的には6名) が製作したカヌーの数は、全体の2/3にのぼる。とくに、R.E. は10そうのカヌーを製作しており、彼の作ったカヌーで最も古いのが1968年製であるから、単純に平均すると1年に1そうの割合でカヌーを建造していることになる。帆走カヌーは、他島で製作された1そうを除くとすべて彼らによって建造されている。ところが手漕ぎカヌーの場合は、彼らが製作したものが17そう、彼ら以外の製作によるものが19そうとなっている。彼らによると、この現象は、手漕ぎカヌーの製作が帆走カヌーにくらべると単純であるから、カヌー作りを手伝っているうちにその製作方法を覚えらるからだという。けれども、たとえ手漕ぎカヌーを作れるようになって、正式の訓練を受けてな

表5 Sennap のカヌーの製作数

カヌーの型 sennapの名前	帆走カヌー		手漕ぎカヌー		計
	wa serak	man ni pwin	wa fatúl	ra eu	
R. E.	そう 2	そう 3	そう 2	そう 3	10
E. P.	3 (1そうは製 作中)	1	2		6
I. K.	2	1	1	1	5
U. K.	1			4	5
P. I.	1		1		2
T. A.				3	3
N. A.					0
その他		1 (他島で製作)	3	16	20
計	9	6	9	27	51

い人は sennap とはみなされないといわれる。そのことは、ra eu を3そうしか製作していない T.A. が、sennap として高い評価をうけていた彼の母方オジについて修業したために、sennap という資格を与えられていることから明らかである。このように、サタワル社会において sennap としての社会的承認を得るには、まず正統な筋をとおしてカヌーの建造技術を継承することが不可欠の要因になっている点を指摘できよう。

つぎに、カヌーの建造における sennap とカヌーの製作依頼者（所有者）との関係

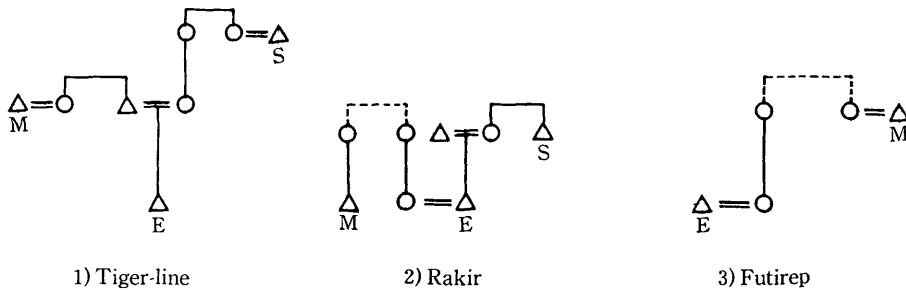


図7 カヌー製作依頼者と sennap の関係

をみることにする。8 そうの wa serak を例にとると、そのうち 3 そうは個人所有とされている。そこで、3 そうのカヌー (Tiger-line 号, Rakir 号, Futirep 号) の所有者とそれらを製作した sennap との関係は、図 7 のように示される。前にも述べたように、現在、サタウル島には、実際にカヌーを建造した経験のある現役の sennap が 6 名に限られるので、3 そうのカヌーの製造者の選択もその範囲内でなされる。それらの関係をみるとつぎのようになる。

- 1) Tiger-line の場合、sennap はカヌーの所有者の父の妹の夫。
- 2) Rakir の場合、sennap はカヌーの所有者の妻の yainang 成員。
- 3) Futirep の場合、sennap はカヌーの所有者の妻の yainang 成員の夫。

これらの例で注目されるのは、カヌーの所有者が、いずれも sennap を姻族 (yéés) のカテゴリーにあたる関係者から選んでいるということである。とくに、Rakir の場合、カヌーの所有者の母の弟 (mwáán ni lap) が sennap であるにもかかわらず、妻の異性キョウダイ (kaoru) にカヌーの製作を依頼している。また、Tiger-line の場合、所有者自身の yainang の mwáán ni reto (婚入した男性) が sennap であるにもかかわらず、彼の父の yainang のそれに依頼している。

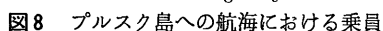
しかし、カヌーの建造において、sennap を所有者の yainang 以外の姻族関係者から選ぶとする傾向は、pukos 所有の wa serak のそれにおいては様相を異にしている。5 そうのカヌーにおいて、2 そうはカヌーを所有する pukos の yainang 成員 (mwáán ni foto) によって製作され、3 そうは pukos に婚入してきた mwáán ni reto によって作られている。

2. 航海における社会関係

サタウル島では、今日でも、他島にいる同じ yainang 成員の病氣見舞いや死亡の際の弔問、無人島へカメの捕獲のために出かけるのに、wa serak が使用されている。また、1960年代までは、ran とよばれるウコンの根からとれる顔料を得るために約 500 km 離れたトラック諸島まで 2 年～3 年に一度、航海していたといわれる。このような遠洋航海に出かける頻度を、1975年に建造されたカヌーを例に調べてみるとつぎのようになる。このカヌーは、今までに、トラックの北西離島へ 2 回、ラモトレク (Lamotrek Atoll) へ 4 回、無人島のピケロット (Pikelot Is.) とファユ (West Fayu Atoll) へ 9 回の航海をしたと報告されている。現在、サタウル島にあるすべての wa serak の航海記録を得ていないので速断できないが、前述のカヌーの場合は、航海の距離の遠近を問わないと、1 年に平均 5 回の遠洋航海をしていることになる。

事例 1 プルスク島への航海

彼は、伝統的な航海術修得儀礼 (Po) を受けていないが、palú と認められている。それは、彼が palú である父親から個人的に航海に関する知識や技術を伝授され、これまでに数回の遠洋航海をなし遂げているからである。palú は、航海中に不慮の事



この航海には、彼の妻と2人の娘が同行することになったので、乗組員は彼のキョウダイ（2, 3, 4）、彼の妻の妹の夫（5）および妻の姉の息子（6, 7）で構成された。とくに、（5）は、この乗組員のなかでは遠洋航海の経験が豊富なので、帆の操作をするアシスタント役として、彼の方（1）から頼んだといわれる。

7月26日に出発日を決めたのは、夜空に上がる星の位置との関係によってである。この時期は、風向きが不順で航海には適さないが、東へ行くには、maelap とよばれるアルタイル星が天空に上がれば、天候の良い日が数日間続くと判断されている。7月25日から、maelap がその状態になったので、航海に必要な食糧やカヌーの帆の装備などの準備を始め、26日の夕方に出発した。カヌーは、彼が所有している wa serak を使用し、7月28日の朝に、目的地の北に位置するプルワットに着いたとの連絡がはいった。

1975年に沖縄で開催された国際海洋博覧会へサタワル島からカヌーによる参加という話もちこまれた。サタワル島では、そのことについて酋長を中心に討議が繰り返され、結局、チュチュメニの所有者の提案で、チュチュメニの沖縄行きが決定された。

このようなことが起こって、5カ月後に沖縄行きの話があり、このカヌーの所有者と管理者は、yainang にもう1 人、その wa serak がいたので、このカヌーを提供したといわれる。

276

と、つぎに、その航海者 (palú) と乗組員の選定が行なわれた。palú には、1970年と1974年の2度にわたりサイパン島への航海を成功させた男性が、彼の発意と人々の賛意のもとに選ばれた。そして、乗組員には、図10で示したような関係者が5人指名された。このうち2人(3, 7)はチェチェメニの所有者という資格で、ほかの3人(2, 4, 5)は palú(1) の意見で決められた。

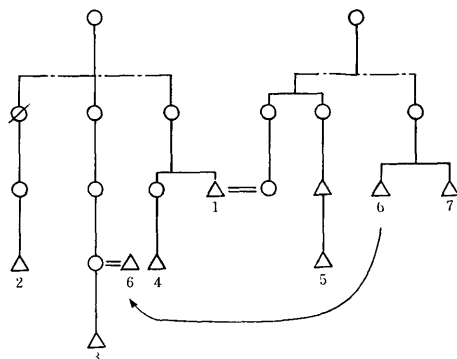


図10 チェチェメニの乗員の系譜関係

サタワル島の航海者のあいだでは、事例1でも若干述べたが、ある基準に基づいて乗組員を選定しようとする考え方がある。それは、航海の距離が最も重要視され、たとえば、オレアイまでの島々やトラックの北西離島への航海は「近い旅」、サイパン、ヤップやトラック諸島へのそれは「遠い旅」という認識に基づいている。そして、後者のように500 km を越える長距離の航海の場合には、「死ぬことがあるから、他人をのせたりすると子どもを殺したとその yainang の人から責められる」ので、乗組員を「決まった関係者」のなかから選ぶようにするといわれる。筆者はいままで、遠洋航海に出かけて行方不明になったり、死亡事故を起こしたりした事例を得ていないので、不測の事態が生じた場合における yainang 間の対立や社会的制裁などについては明らかでない。しかし、航海に関してすべての責任を負っている palú は、最悪の事態が生じた場合に彼自身および彼の yainang にかかる社会的制裁を考慮して、乗組員を選定しているといえよう。

「決まった関係者」とは、兄弟、母の姉妹の息子、父の姉妹の息子などの pwipwi とよばれるキョウダイのカテゴリーに含まれる人々、 fatiw とよばれる姉妹の息子や yafaakúr とよばれる母の兄弟および自分の兄弟の息子を指すといわれる。fatiw という親族カテゴリーは、母方のオジ (mwáán ni lap : 「大きい人」の語義) との対応関係を示し、サタワル社会において最も重要な権利・義務の行使を期待されている関係である。また、yafaakúr というカテゴリーは、yafaakúren yainang と表現され、父の出自集団に対して、たとえばカヌー小屋の修理や屋根の葺き替え、カヌーの建造などに際して助力する義務をもつ関係とされている。長距離の航海には、これらのカテゴリーに含まれる人々が、カヌーの乗組員として選定されるといわれる。そこで沖縄までの3000 km におよぶ航海をなし遂げたチェチェメニの場合の乗組員の関係のみ

ることにして(図10参照)。

チェチェメニの Palú に選ばれた (1) によると、彼が指名した 3 人の乗組員は、(2) と (4) が彼の fatiw であり、(5) が彼の妻の yafaakúr であるからだと説明している。とくに、(5) については、彼が (1) の yainang 成員の養子 (mweimwei) であることも選ばれた理由にあげられている。そして、所有者の資格で参加した 2 人のうち、(3) は (1) と同じ yainang 成員で (1) の nai nu fatiw (子どもの fatiw) にあたり、しかも 1974 年に (1) とともにサイパンまでの航海をした経験がある。

このように、チェチェメニの乗組員の構成は、palú と同一 yainang の成員で fatiw のカテゴリーにあるものが 3 人、彼の妻とではあるが yafaakúr のカテゴリーにあるものが 1 人、親族関係にないものが 1 人ということになる。5 人の乗組員で、palú として社会的に認められているものは、(2)、(3)、(4)、(7) の 4 人である。(2) と (7) は Po と呼ばれる航海術修得儀礼を終えてその資格を獲得し、(3) と (4) はその儀礼が廃止されてから個人的な航海術の伝授によって palú と認められている。とくに、(4) は、(1) より palú になるために必要な航海術の知識や技術を学んでいる。

チェチェメニは、1975 年 10 月 27 日にサタウル島を出発し、11 月 4 日にサイパン島に着き、サイパン島で食料の補給や台風避難などのために 20 日間滞在し、11 月 24 日に沖縄に向けて出航した。そして、12 月 13 日に海洋博会場である本部半島に到着し、全航程約 3000 km におよぶ航海をサイパン島での滞在日数を含め、47 日間でなし遂げたことになる。この航海ののち、チェチェメニは売却されたが、その売り上げ金は、所有者が 2/3、Palú と 5 人の乗組員が残りの 1/3 を均等に分配したといわれる。

事例 3 サイパン島への航海

1970 年の 4 月から 5 月にかけて、サタウル島の航海者は、20 世紀になって一度も試みられなかった中央カロリン諸島とサイパン島間の往復航海をなしとげた。この航海の目的は、サイパン島に駐在する信託統治領の高等弁務官に、サイパン島に対する中央カロリン諸島民の領有権を主張することにあったといわれる。

現在、サイパン島には中央カロリン諸島から移住した人々の子孫が、いくつかのカロリン村を形成して居住している。伝承によると、彼らの祖先は、サイパン島が無人島であったところに帆走カヌーによって移住したといわれる。たとえば、サタウル島からは、台風の襲撃を受けた 19 世紀の初めに、酋長 Agurup の指揮に基づいて、数家族がサイパン島に植民したと伝えられている。そして、サイパン島とそれらの島々とのあいだには、ドイツの統治下におかれる 19 世紀後半まで、定期的な交流がなされていた。それで、現在でも双方の島の人々の多くは、お互いに系譜関係を確認すること

ができるといわれる。

1969年に、サタウル島の第一酋長 **Raik** が病気のためサイパンの病院に入院した。そのときに、サイパンに住んでいるカロリン系の人々は、彼に無人島のサイパン島へ移住した祖先のことを話し、本来ならばサイパン島が彼らのものであると主張した。そして、彼らはそのことをサイパンの行政府に訴えるように要望した。病気の回復後、サタウル島に帰った酋長は、サイパン島でのことを島民に話し、彼らの要望を実現させる方法について相談した。航海者のあいだから、彼らの祖先がサイパンに渡ったときと同じやり方で航海をして、要望書を届けようという話もちあがった。サイパン島へのカヌーによる航海は、70年間も途絶えている。しかし、サタウル島の航海者たちは、中央カロリン諸島の島々へ航海する場合と同様、サイパンへの航海についても、必要な知識や技術を伝授されていた。それで、彼らはそれらを実行できるときがきたとして、サイパン島行きの計画を積極的に進めた。また、この計画の背景には、彼らが修得している伝統的航海術の優秀さを、その航海をなし遂げることによって、ミクロネシアの人々に示そうという航海者としての「誇り」があったといわれる。

サイパン島までの約 850 km におよぶ航海に、最初は2そうのカヌーが参加することになっていたが、危険がともなう航海のために乗組員の選定などで話し合いがつかず、結局1そうになった。そのカヌーには、酋長 **Raik** の *yainang* 所有のものが使用されることになり、また航海者にも酋長と同じ *yainang* に属す2人の兄弟が選ばれた。彼らは、サタウル島では最も有能で活動的な *palú* とみなされていたが、この航海には、プルワットにいるもう1人の兄に助力を求めた。しかし、プルワットの長老たちがこの計画に異議をとなえていたために、彼の参加は不可能になった。

そこで、彼らは乗組員の選定にあたり、彼らの *yainang* から1人、サイパン島出身者1人と、参加を強く希望した *palú* の *yafaakúr* から1人の計3人を決めた⁶⁾。サイパン島出身の男は、日本統治領時代に外洋航路の船乗りの経験があり、マリアナ諸島海域の様子に詳しいという理由で選ばれた。彼らを使用したカヌーは、全長 8.7m で帆にはダクロン製布地を用いた。

彼らは、北東の貿易風から南の風が変わるのを待ち、4月26日の朝サタウル島を発した。約10時間の航海でファユ島に着き、そこで風待ちのため4日間逗留し、4月30日にサイパン島へ向け出航した。ファユ (West Fayu Atoll) 島から約 770 km の距離にあるサイパン島へは、8日間の航海のすえ、5月8日に無事到着した。

6) *palú* の *yafaakúr* から一人選ばれた理由は、彼が *palú* の *yainang* の人と一緒に死んでも良いと決意していたからだといわれる。また、*palú* とのつきあいにおいても、彼は良く気がつき、熱心に仕事を手伝ってくれていたので、*palú* が彼を信頼していたからだともいわれる。

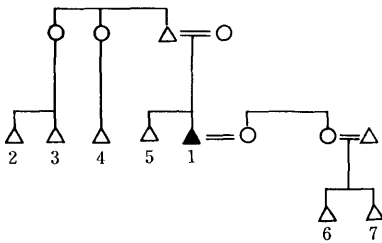
事例4 無人島への航海

1978年6月下旬に、24人の男たちが4そうのカヌーで、サタウル島の北に位置するピークとよばれる無人島 (West Fayu Atoll) へ、カメを捕獲するために出かけた。そのときは、気象条件が悪く、約 80 km の航海に26時間も要した。そして5日間島に滞在し、帰路の航海にも26時間かかったといわれる。

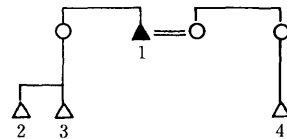
4 そうのカヌー (1) Tiger-line, 2) Wanginga, 3) Man of the sea, 4) Santa M. Singanga) の Palú と乗組員の関係を示すと図11のようになる。

1) Tiger-line の場合

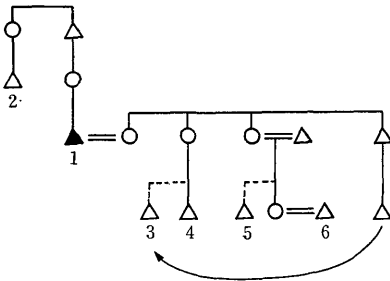
Tiger-line は、(1) の個人所有とされている wa serak で1977年に建造された。このカヌーは、Luukarik のカヌー小屋に所属している。乗組員が帰属する pukos は、(2),(3),(4) が Kanegairik, (1),(5) が Eanatiw, (6),(7) が Atirong とそれぞれ異なるが、それらの 3 pukos は、いずれも Luukarik のカヌー小屋を所有および管理している。それで、Tiger-line の乗組員は、すべて Luukarik のカヌー小屋に



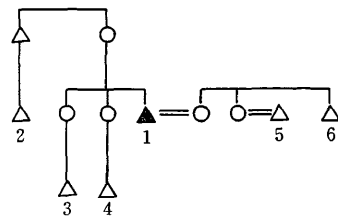
1) Tiger-line



2) Wanginga



3) Man of the Sea



4) Santa M. Singanga

図11 無人島の航海における乗員の関係

帰属する成員ということになる。なお、(1)は、婚入した pukos が Atirong であり、カヌー小屋への帰属権は、婚姻後も変わっていない。

2) Wanginga の場合

Wanginga は、Oisou Pukos の所有で、1972年に建造された。このカヌーは、Neputik のカヌー小屋に所属している。乗組員が帰属する pukos は、(4)が Oisou であるが、(2),(3)は Kanegairik で、Neputik のカヌー小屋の帰属権はない。しかし、(2),(3)は Oisou に乗組員がいなかったため、彼らの mwáán ni lap にあたる (1) から頼まれたために、このカヌーに乗ったといわれる。

3) Man of the Sea の場合

Man of the Sea は、Nesatogu と Asugunap と二つの pukos の共同所有で、1976年に建造された。このカヌーは Ropotiu のカヌー小屋に所属している。乗組員が帰属する pukos は、(3),(4),(5),(6)と(1)が Asugunap である。このうちで、(4)を除くとすべて婚姻ないし養取によってこの pukos に帰属関係をもった成員である。

4) Santa M. Singanga

Santa M. Singanga は、Neyan Pukos の所有とされており、1975年に建造された。このカヌーは、Wutt lap のカヌー小屋に所属している。このカヌーの乗組員のなかには、Neyan の pukos に帰属しているものはいない。しかし、(1)がその pukos の yainang と yafaakúr の関係にあるため、彼の方から申し出てそのカヌーを使うことになったといわれる。乗組員の関係をみると、(1)が婚入した pukos の成員2人(5,6)、彼が生まれた pukos の成員2人(3,4)と(1)の yainang の yafaakur にあたる男(2)ということになる。

以上でみてきた4そうのカヌーの乗組員の構成を、palú を中心に整理するとつぎのことが指摘できる。

①palú が帰属しているカヌー小屋に属している成員で、カヌーの乗組員を構成している場合……1), 3)。

②palú が婚入した pukos の成員を中心に、カヌーの乗組員を構成している場合……3)。

③palú が婚入した pukos 成員と彼が生まれた pukos の成員の双方から、カヌーの乗組員が選ばれている場合……1), 2), 4)。

いずれにせよ、この事例で特徴的なことは、palú が、彼の婚入した pukos の成員をカヌーの乗組員に選んでいる点である。

その点について、サタワルの人々はつぎのように説明している。無人島へのカメとりやマグロ、カツオなどの大型魚類の引き釣りに出かける場合は、そのカヌーごとに漁獲量を競争し合う。そして、とれた漁獲物の半分を島全体の分配用として酋長に供出し、残りの半分をカヌーを出したカヌー小屋に帰属する *pukos* で分けるというきまりがあるので、カヌーの乗組員は、どうしてもカヌー小屋ごとに選ばれるようになるといわれる。このように漁撈活動を目的とする場合の乗組員の構成は、事例 2、事例 3 のそれとくらべると、*palú* の *yainang* 成員でかためようとするよりも、彼が日常生活を営んでいる *pukos* 成員を優先的に選ぶとする傾向のあることが指摘されよう。

お わ り に

本稿では、サタワル島におけるカヌーをめぐる社会関係を、カヌー小屋を軸として展開される人間関係、カヌーの建造にみられるカヌーの所有者と船大工との関係および遠洋航海における乗組員の選定の方法をとおして考察してきた。サタワル社会は、母系の出自原理に基づいて親族体系が確立されている。この社会での男性の親族集団への帰属様式には、2 種類のカテゴリーが存在する。

一つは、*mwáán ni foto* で、これは男性が出生と同時に彼の母の出自集団 (*yainang*) に帰属し、その集団に対する成員権を生涯失うことなく保持するという資格を表わす。もう一つは、*mwáán ni reto* で、これは男性が婚姻を契機に妻の出自集団に属し、その集団の財産などに対して用益権を獲得するという資格を表わす。

これらの 2 種のカテゴリーは、サタワル社会における社会関係を把握するうえで、基本的な概念となる。個人（男性）は、それらを使いわけながら他人との社会関係をつくりだしてゆくからである。ここでは、*mwáán ni foto* と *mwáán ni reto* のカテゴリーを指標にして、つぎにあげる 4 つの分野でみられる特徴的な社会関係を指摘することにする。

1) カヌー小屋への帰属方式において、個人は両方のカテゴリーに基づいて権利を行使できる。しかし、活動の内容によって個人の権限の行使の様態が異なってくる。漁撈活動や日常的な経済活動においては、個人は *mwáán ni reto* の資格でカヌー小屋への帰属権を優先させる。それに対し、カヌーの建造や修理、カヌー小屋の屋根の葺きかえのように数年に一度行なわれるような出来事においては、*mwáán ni foto* の権限が強く作用する。

2) カヌーの所有とカヌーのカヌー小屋への所属様式は、カヌーの材料の入手、カヌーの建造過程における労働力の提供および船大工への労賃の支払いがどのような形でなされたかによって決定されてくる。wa serak のような大型の帆走カヌーの建造においては、個人は mwáán ni reto の資格で木材を入手することは困難で、mwáán ni foto の資格で自分の出自集団から必要な材料を確保する傾向が強い。しかし、wa fatúl や ra eu のように日常的な漁撈活動に使用されるカヌーに対しては、mwáán ni reto の資格でカヌーを建造し、所有することが可能である。

そして、mwáán ni reto の資格で建造、所有されるカヌーは、妻の出自集団のカヌー小屋に所属する傾向があり、mwáán ni foto の資格で建造されたカヌーは、自分の出自集団のカヌー小屋に所属する。

3) カヌーの建造において、カヌーの所有者は、船大工を mwáán ni reto の資格で結ばれる関係者、すなわち姻族の関係にある者を優先的に選定する傾向にある。

4) 遠洋航海においては、航海の距離によって乗組員の構成が異なってくる。無人島へのカメの捕獲や 200 km~300 km の島嶼間航海では、mwáán ni reto のカテゴリーにある人々で乗組員が構成される。それに対し、400 km 以上の危険性をともなうと考えられている航海においては、mwáán ni foto のカテゴリーにある人々が優先的に乗組員として選定される。このように、サタワル社会においてカヌーをめぐる展開される社会関係は、漁撈活動などの日常的な諸活動においては、mwáán ni reto のカテゴリーに基づく人々によって構成される居住集団が単位となっている。それに対し、帆走用カヌーの建造・修理、長距離の遠洋航海などの諸活動においては、母系出自集団 (yainang) を同じくする mwáán ni foto のカテゴリーにある人々を中心にして社会関係が形成される。

また、カヌーは、母系制社会であるサタワル島において、男子財として mwáán ni reto の資格をもった男性の地位を高揚させる財産として利用されている点が注目される。

サタワル社会においてカヌーをめぐる展開される社会関係の把握には、本稿であつかった分野にとどまらず、カヌーの建造儀礼および建造過程における労働慣行、カヌーを使用する漁撈活動および漁獲物の分配方式など、もっと広範囲にわたる資料の収集・分析が必要である。その点に関しては、1979年5月から1980年3月にかけて実施する本調査によって明らかにする予定である。

謝 辞

本稿の作製にあたっては、共同調査者である国立民族学博物館の石森秀三助手ならびに秋道智彌助手から示唆に富むコメントをいただいたことを付記し、両氏に心から感謝の意を表わしたい。

また、われわれの調査に対して積極的な協力を惜しなかったサタワル島の人びと、とりわけ、Otonik, Rumai, Luguto の三酋長ならびに Ruppangerik 氏にも深く感謝する次第である。

文 献

- ALKIRE, W. H.
1970 Systems of Measurement on Woleai Atoll, Caroline Islands. *Anthropos*, 65: 1-73.
- DAMM, H. und E. SARFERT
1935 Inseln um Truk, II Halbband: Plowat, Hok, Satawal, in G. Thilenius (ed.) *Ergebnisse der Südsee-Expedition 1908-1910*, II, B, 6, 2. Hamburg: Friedrichsen, de Gruyter und Co.
1938 Zentral Karolinen, II Halbband: Ifaluk, Aurepik, Faraulip, Sorol, Mogemog. in G. Thilenius (ed.) *Ergebnisse der Südsee-Expedition 1908-1910*, II, B, 10, Hamburg: Friedrichsen, De Gruyter und Co.
- DORAN, E. Jr.
1976 Wa, Vinta and Trimaran, in B. R. Finney (ed.) *Pacific Navigation and Voyaging*. The Polynesian Society Incorporated, pp. 29-45.
- ELBERT, S. H.
1972 *Pulwat Dictionary*. The Australian National University.
1974 *Pulwat Grammar*. Pacific Linguistics, Series B, No. 29. The Australian National University.
- GLADWIN, T.
1970 *East is a Big Bird-Navigation and Logic on Pulwat Atoll*. Harvard University Press.
- HADDON, A. C. and J. HORNEILL
1975 *Canoes of Oceania*. Bishop Museum Press.
- 土方久功
1974 『流木——ミクロネシアの孤島にて——』未来社。
- 海上保安庁
1975 『南洋群島水路誌』。
- LEWIS, D.
1972a *We, the Navigator*. The University Press of Hawaii.
1972b The Gospel According to St. Andrew. *Journal of Pacific History* 7: 223-4.
- RIESENBERG, S. H.
1972 The Organization of Navigational Knowledge on Pulwat. *Journal of the Polynesian Society*, 81: 19-56.
- ROBINSON, D.
1970 *Canoes in Micronesia*. Micronesia Working Papers No. 2. University of Guam Gallery of Art.
- SOHN, H. and A. F. TAWERELMANG
1976 *Woleaian-English Dictionary*. PALI Language Texts: Micronesia. The University Press of Hawaii.
- 須藤健一
1979 「カヌーと伝説——中央カロリン諸島における伝統的航海術の一考察——」『民博通信』4: 37-55。